

## 令和元年6月伊勢原市教育委員会定例会議事録

### 1 開催日時

令和元年6月27日（木）午前9時30分から10時16分

### 2 開催場所

市役所 3階 第3委員会室

### 3 教育長及び委員

教育長	鍛代 英雄
委員（教育長職務代理者）	菅原 順子
委員	渡辺 正美
委員	永井 武義
委員	重田 恵美子

### 4 説明のために出席した職員

教育部長	谷亀 博久
学校教育担当部長	石渡 誠一
参事（兼）教育総務課長	古清水 千多歌
参事（兼）歴史文化担当課長	立花 実
参事（兼）教育センター所長	橋口 龍郎
学校教育課長	守屋 康弘
社会教育課長	小谷 裕二
図書館・子ども科学館長	倉橋 一夫
教育指導課教育指導係長	田中 美和

### 5 会議書記

教育総務課総務係長	大澤 貴之
-----------	-------

### 6 傍聴人

2名

### 7 議事日程

日程第1	前回議事録の承認
日程第2	教育長報告
日程第3	教育委員報告
日程第4	議案第14号 伊勢原市立学校施設の利用に関する規則及び伊勢原市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について
日程第5	議案第15号 伊勢原市教育委員会の権限に属する事務の補助執

行に関する規程の一部を改正する規程について

【非公開】

日程第 6 議案第 1 6 号 伊勢原市文化財保護審議会委員の委嘱について

【非公開】

日程第 7 議案第 1 7 号 伊勢原市立図書館協議会委員の委嘱について

【非公開】

日程第 8 議案第 1 8 号 伊勢原市立子ども科学館運営協議会委員の委嘱について

----- ○ -----

午前 9 時 3 0 分 開会

○教育長【鍛代英雄】 定刻となりました。ただいまから教育委員会議を開催いたします。

初めに、委員の皆様にお諮りしたいと思います。本日審議いたします議案のうち、日程第 6、議案第 1 6 号から、日程第 8、議案第 1 8 号までの 3 つの議案は、人事に関する案件でございます。

よって、日程第 6、議案第 1 6 号から、日程第 8、議案第 1 8 号までの 3 つの議案につきましては、伊勢原市教育委員会会議規則第 1 4 条第 1 項の規定に基づき非公開としたいと思います。賛成の方は挙手をお願いいたします。

○委員全員 挙手。

○教育長【鍛代英雄】 挙手全員。よって、日程第 6、議案第 1 6 号から、日程第 8、議案第 1 8 号までの 3 つの議案につきましては非公開とさせていただきます。

傍聴される方は、恐れ入りますが日程第 5 が終了いたしましたらご退出をお願いいたします。

----- ○ -----

## 日程第 2 教育長報告

○教育長【鍛代英雄】 日程第 2、教育長報告をいたします。本日は 2 件でございます。順次、各部長から報告をお願いします。

○教育部長【谷亀博久】 それでは、私のほうからは、地方自治法第 1 8 0 条の 2 に基づく協議について、ご報告させていただきます。資料 1 をごらんいただきたいと思います。

地方自治法第 1 8 0 条の 2 に基づき、市長の権限に属する事務の一部を教育委員会に委任する場合は、協議が必要となっております。

この委任に関する協議につきまして、伊勢原市教育委員会教育長に対する事務

委任等に関する規則第3条第1項第3号の規定に基づき、教育長が専決いたしましたので、同条第2項の規定により報告するものです。

2ページのとおり、市長から協議がございました。委任される事務の内容については、5ページの新旧対照表でご説明いたします。

改正案をごらんください。公共施設の有料化に向け、伊勢原市立学校施設の開放に関する条例が、令和元年7月1日に施行されることに伴い、同条例に基づく使用料の徴収及び減免に関する事務を新たに加えます。

この改正により、現行の伊勢原市立学校屋内運動場照明設備使用料条例に規定する内容は、新たに加える事務に包括されていることから、削除するものでございます。

この協議につきまして、1ページのとおり、異存ない旨の回答を教育長が専決し、回答いたしましたので、報告するものでございます。

この件についての説明は以上でございます。

続きまして2つ目の、市議会6月定例会についてでございます。

まず私から。資料はございませんが、6月定例会における補正予算についてご報告させていただきます。

先月の教育委員会会議でもお話しさせていただきましたが、国の平成30年度第2次補正予算において、比々多小学校と成瀬小学校の校舎及び屋内運動場のトイレ改修工事が採択されたことから、既に令和元年度当初予算に計上していた予算を前倒しして、3月議会において追加補正予算を計上したため、重複した令和元年度当初予算を整理するための補正予算につきまして、本会議において全員賛成で可決、成立いたしましたので、ご報告させていただきます。

○学校教育担当部長【石渡誠一】 それでは、6月定例会一般質問答弁のうち、教育委員会関連の概要を、私からご説明させていただきます。

まず1日目、今野康敏議員でございます。児童・生徒の通学路の安全対策について、ご質問をいただきました。

まず(1)本市における通学路の安全点検の現状と課題についてです。全ての小中学校では、毎年5月から7月にかけて、教職員、PTA、自治会並びに交通安全部門、土木部門、及び教育委員会の市職員と、必要に応じ警察が加わり、通学路を歩き、通学者の視点で通学路の安全点検を実施しております。

学校は、点検により把握した改善が必要な箇所をリスト化し、7月末までに通学路点検改善要望箇所として教育委員会へ報告します。

報告を受けた教育委員会は、交通安全部門や土木部門等に依頼をし、依頼を受けた各部門では、早期に対応できるものは対応し、難しいものについては対応方針を決め、計画的に検討していきます。

教育委員会では、各課の回答内容を取りまとめ、各学校に回答し、回答を受けた学校は、地域やPTAと回答内容を共有します。

通学路の安全点検における課題としては、道路の路面表示の設置や看板の設置など、軽微な改善は早期対応が可能だが、道路の拡幅や歩道の新設等、大きな整備が必要となるものは長期にわたり実施できないこと等が挙げられます、といっ

た旨の答弁をさせていただきました。

続いて（２）本市における通学路の安全対策の実施状況と今後の課題についてでございます。

平成２８年度から３０年度までの３年間ににおける通学路改善要望件数と、その要望に対して対応がされた件数を、小中学校別に３年間お示しいたしました。そして、今後も通学路点検を毎年実施し、改善要望箇所について、各所管部署と連携・協力して、早期に対応すべき箇所は早期に対応し、また時間を要する場合は代替措置で安全性を高めるとともに、整備に向けて計画的な対応を図っていききたいとの答弁をさせていただきました。

続きまして２日目、山田昌紀議員でございます。発言の主題は、通学路の安全対策及び整備についてでございます。

（１）安全対策の現状につきましては、今野議員の（１）の質問と同内容でしたので、ほぼ同じ内容で答弁させていただいております。

（２）交通安全教室についてでございます。小中学校では、警察、交通安全協会、市民協働課交通防犯対策担当、PTA等の協力を得て、交通安全教室を実施しています。

小学校では、主に新１年生を対象に、信号のある道路の渡り方、信号のない道路の渡り方などを、実際に体験したり、交通安全に関するビデオの視聴、また定期的に神奈川県警より配布される資料や教材等を活用し、交通安全指導に努めています。

中学校では、全校生徒に対し、自転車の乗り方等についての指導を行っております。

登下校や集団下校訓練等の際に、通学路に教職員が立って安全指導を行ったり、地区ごとに集会を開催し、危険箇所等について指導を行うこともあります。

成果としては、正しい知識を身につけることにより、安全に対する意識の向上、判断力の向上が図られていること。課題としては、その場の状況によりさまざまな判断が求められることや、指導したことを継続して意識させることの難しさがありますが、繰り返し指導していくことが必要であると考え、答弁いたしました。

続きまして、土山由美子議員、不登校の対策についてでございます。

（１）実態について。昨年秋に公表いたしました、いわゆる文部科学省の問題行動等調査の不登校の定義を踏まえ、平成２５年度から２９年度までの５年間の不登校者数の推移について、小中学校別の人数、不登校児童・生徒数と全児童・生徒の割合について、答弁いたしました。

（２）対応と支援について。各学校は、教職員一人一人が、不登校は取り巻く環境によってどの児童・生徒にも起こり得る、多様な要因・背景により、結果として不登校状態になっている、という認識のもと、積極的に不登校の課題に取り組んでいる旨をお答えいたしました。

基本的には、未然防止が大切と考え、わかる授業の工夫、学級・学校での居場所づくり、絆づくりを図るなど、児童・生徒にとって魅力ある学校づくりに取り

組んでいます。

不登校児童・生徒への支援については、学校への登校に向けた支援のみならず、児童・生徒が将来的に、精神的にも経済的にも自立し、豊かな人生を送ることができるよう、その社会的自立を目指した支援となるよう、関係機関と連携を図りながら努めていきます、と答弁いたしました。

続いて（３）適応指導教室について。適応指導教室は、何らかの事情により学校に通うことができない児童・生徒が学ぶ場を保障する役割を担っており、小集団での学習活動や体験活動を行い、学習指導や生活指導を通じて、自立心の育成、集団生活への適応、学習意欲の喚起等の援助を行っています。

なお、今年度、適応指導教室で学ぶ児童・生徒は、６月１４日時点で、小学校２人、中学校４人の合計６人となっておりますと答弁いたしました。

３日目、宮脇俊彦議員より、小学生の通学安全確保について。

（１）通学路点検を毎年行っているが、課題をどう捉えているかにつきまして、１日目の今野議員、２日目の山田議員の内容を踏まえて答弁するとともに、通学の交通安全の確保のためには、教育委員会と市の関係部署や警察、道路管理者等の関係機関の連携による継続的な取り組みや、児童・生徒に対する指導等が必要なため、教育委員会としては引き続き学校による通学路点検等を通じて危険箇所等の把握に努め、所管部署に対応を求めていきますと答弁いたしました。

続きまして、川添康大議員でございます。中学校給食の実施について。

（１）中学校給食の試行、全校実施までのスケジュールについて。こちらにつきましては、ことし４月に広報紙「きょういく伊勢原」を児童・生徒の保護者に配布し、中沢中学校での試行について周知いたしました。

その後といたしましては、中沢中学校で５月に、保護者に対し給食の試行についての説明を行いました。そして、調理業務及び予約管理システム業務については、公募型プロポーザル方式で７月に業者を決定いたします。

また、夏季休業期間を利用して、中沢中学校の配膳室改修工事を実施し、１０月末から１１月にかけて保護者説明会、並びに保護者及び在校生等の試食会を予定していること。スマートフォンやパソコンから、中学校給食の予約注文ができる予約管理システムの利用に向け、事業者の決定後に利用申請をしていただき、給食実施の１カ月前の１２月から予約注文ができるようシステムの構築を進めます。

続いて、他の３校のスケジュールとして、こちらは令和３年４月から実施したいと考えており、今年度は配膳室改修のための詳細設計を行い、令和２年度の夏季休業期間に各校の配膳室の改修工事を行います。あわせて、保護者説明会並びに保護者及び在校生等の試食会等の準備を進めますと答弁いたしました。

（２）給食試行実施後のアンケート調査の内容について。本市では、神奈川県初の、デリバリー方式のおかずを学校の配膳室で再加熱する方式で行います。その際、食感や色味を損なわず、適温で提供できているか、献立や味は中学生に受け入れられているか等を、アンケートにより調査をしたいと。

また、弁当昼食とは異なり、配膳と食後の片付け時間も要することから、日課

調整の必要性等も検討していく旨をお答えいたしました。

(3) 試行による検証内容について。教育委員会としては、試行実施は先行実施と捉えており、基本的な方式や提供方法の変更は考えていない。

試行実施後に行うアンケート調査の結果分析に加え、配膳室や配膳用備品等の使い勝手、給食導入後の教職員の業務負担や、配膳、片付け等の運用面についても調査し、改善が必要なものがあれば、他の3校の給食開始までに改善できるよう取り組む旨を答弁いたしました。

以上でございます。

○教育長【鍛代英雄】 報告は以上でございます。ご質問やご意見などがありましたらお願いします。

永井委員。

○委員【永井武義】 市議会6月定例会の件で、昨今の車の誤発進や暴走などによって、集団登校の園児や児童を巻き込むような事故が増えている、そんな状況も絡んでか、非常に通学路安全、安全点検などについての質問が多かったように思います。

今野議員の(2)の質問の答弁の中で、小中学校の平成28年度から30年度までの3年間の要望への対応ということで、小学校では、3年間で417件中302件が対応されたということですが、対応について、どういう内容なのかということをお教えいただければと思います。

○教育長【鍛代英雄】 学校教育課長。

○学校教育課長【守屋康弘】 実際に対応ができたもの、この対応については、警察への依頼を行ったとか、そういったものも含めたものです。

ただ、次につながらないような部分については、対応ができないという整理をしております。

○委員【永井武義】 実際に、ガードレールができたとか、信号が増えたというわけではなくて、何か対応したということですか。

○学校教育課長【守屋康弘】 そういうものも含めて、時間をかけてできたものもあるかと思います。

○委員【永井武義】 私も平成22年度から25年度まで、実際にPTAとして通学路点検等に携わった経験があるのですが、現在の警察や公安委員会等の対応の仕組みについては変わりはないわけですね。

○学校教育課長【守屋康弘】 そうですね。恐らく変わっていないかと思えます。対応できる所とできないところがやはりあります。

○委員【永井武義】 ただ、昔要望したものが、現在になってグリーンベルトが敷かれたり、交通規制が行われたりということで、目に見える変化は起きているのかなと思いますので、根気よくやっていただきたいと思えます。

○教育長【鍛代英雄】 菅原委員。

○委員【菅原順子】 やはり通学路の安全対策について2点。参考までに、これまでに児童・生徒の登下校時の交通事故があったかどうかということと、もう1点は、安全な登下校ということについては、小学1年生を対象に指導があるよ

うですが、例えば歩道に広がって歩かないとか、遊んだり走ったりしてはいけない等について、それも安全につながってくるかと思うのですが、そういう歩き方のマナーについての指導というものは、どのような形で行われているのでしょうか。

○教育長【鍛代英雄】 では、まず1点目の交通事故の有無について、学校教育課長。

○学校教育課長【守屋康弘】 件数は今手もとにありませんのでお答えできないのですが、登下校中の交通事故はあります。児童・生徒が救急搬送されたという連絡が、学校または消防署から学校教育課に入るようになっており、それを記録して集計しています。軽微で救急搬送されていない事故もあるかもしれませんが、そういった把握をしておりますが、そういった事故があるのは実態です。

○教育長【鍛代英雄】 2点目の、交通マナーの指導について、教育指導係長。

○教育指導課教育指導係長【田中美和】 マナーについても、交通安全と同じように、さまざまな場面で指導しております。実際に一緒に登下校についていく際に、広がらないようにとか、車道側ではなくて歩道側の内側をなるべく歩くようにということ、一回言っただけではなかなか身につくものではないので、繰り返し指導しています。

○委員【菅原順子】 ありがとうございます。

○教育長【鍛代英雄】 ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは進めさせていただきます。

----- ○ -----

### 日程第3 教育委員会報告

○教育長【鍛代英雄】 日程第3、教育委員会報告です。5月31日に開催されました、令和元年度関東甲信越静岡市町村教育委員会連合会総会・研修会につきまして、重田委員から報告をお願いします。

○委員【重田恵美子】 5月31日、金曜日、会場は町田発あずさ9号で八王子経由小淵沢駅から車で6分ぐらいの、山梨県北杜市の女神の森セントラルガーデンで1都10県の市町村教育委員会の教育委員、教育長、関係者が集まり開催されました。現地は、道路も整備され、街並みが大変美しく、周りには美術館や南アルプス、八ヶ岳、奥秩父の大自然に囲まれた北西部に位置し、観光パンフレット「北杜物語」にあるように、夏はヒマワリが60万本も咲き誇り、ロケ地としても有名だそうです。その大自然の環境が人を育て、北杜学び舎など次代を担っているそうです。水も大変おいしい場所ということで、水も配られました。

総会に先立ち、山梨県立北杜高校ギター部の2年、3年の生徒さん40名の特別講演が行われました。たくさんさんのギターの種類の説明で、和太鼓のような音色のものからハープのような響きまで、大きなスクリーンに北杜の大自然を映し出しながら、実りの秋を迎えるまでの描写を、「ふるさと」を、ギターならではの

優しい音色で演奏し、楽しませてくれました。

そして、埼玉県市町村教育委員会会長の菅原京子様、国歌斉唱、関東甲信越静市町村連合会連絡協議会会長の大石会長の挨拶、そして、山梨県市町村教育委員会連合会会長の小澤建二氏の歓迎の挨拶と続きましたが、その中に、北杜市は原っぱ教育である。郷土愛にあふれた教育、ICT教育が急激に進む中、未来を見通す教育の必然性を感じる。そして、子どもの教育はスポーツ、文化、まちづくりと一体化して、自治体と協力することが大切であるということ。そして、教育環境をどのようにつくるかが問われるということでした。

資料3にありますように、総会が進められ、新役員の挨拶などの後、研修会として、1、演題が「教育の情報化の推進について」、これは講師が文部科学省の佐藤有正氏の講話で、国・行政として技術革新が変わる中、教育分野はどうしていくか、ソサエティ5.0で何ができるか、教育のICT化に向けた5カ年計画の説明がなされました。

また、2として、演題「人生100年時代を見据えた教育の在り方」を、北杜市金田一春彦記念図書館名誉館長、慶應義塾大学名誉教授、長野県立大学初代学長の金田一真澄氏より、1時間ほどの間、記念講演がありました。

専門はロシア語学、言語学などで、テレビ・ラジオでもロシア語講座の講師をされていたそうです。教育は、誇りを持ってグローバルに、先の見えない時代を生き抜くことが大切であると。そして、大学4年間学ぶことは、10年で無になってしまうが、心に火をつければ、それは残るものである。みずからやる気になるように、そういう学生を育てることが大切であると話されていました。

小中学校の先生は、真面目で、話術にもすぐれ、いかに小中学生に注意をそらせないように話すかがとても上手で、大学とその辺が違うとおっしゃっていました。

また、マハトマ・ガンジーの言葉を引用され、「永遠に生きるかのように学べ、明日死ぬかのように生きよ」と、教育は教えればよいものではなく、生涯にわたって、幾つになっても学ぶことが大切であり、明日死ぬかもしれないのだから、今日という日を、悔いのない人生を送るべきであるということでした。

大学は、県外からの学生が増えたために、レベルが高くなりましたが、地方公立大学の使命として、県内の学生に憧れられるようにするために、枠内という方式を取り入れたそうです。そして、グローバル社会で生き抜くために、全員海外研修に行くことを取り入れているそうです。

なお、教育へのヒントとして、学力だけでなく、人間として学ぶ。小学校から大学まで、それぞれの中で人間を鍛えるということで、この大学では16人のシェアハウスで、初めの1週間は大変不安そうですが、だんだん青春を謳歌しているように、いきいきと友達関係もきちんと保てるようになり、生活設計も立てられるようになったそうです。

そして、地域のかかわりの中で、ボランティア活動を身につけていくということで、また、先生と学生とは毎晩のように、会話の中で、一緒に大学をつくっていかうということに対して、学生も賛同してくれているそうです。



自己肯定からプラス思考へということで、この大学は全寮制なので、毎日学生と話す中で、ほめるということの大切さを感じられている。学生はほめられることで自信が持てるようになり、そして自発的になっていくということを述べられていました。自信を持ってほしいから、いいところを拍手してほめる。説得力を持って話すのは大事なことで、自己肯定感と関係するということです。

また、文章表現、読解力を身につけるために、文章問題を増やすことの大切さも述べられていました。読書のいろいろな読み方、イメージーションが活性化してイノベーションが生まれると、読書の勧めをされていました。

20万年前、アフリカで生まれた人類が世界に広まって、そして7万年前には衣類を着るようになり、狩猟民族が好奇心を持っていくという大切さを学ぶということを、教育を通してやはり感じているそうです。

幸せな生き方と仕事。これからは80年仕事をする時代が来るとということで、健康は笑いからということもおっしゃっていました。そして、その笑いのサークルの顧問もされていたということで、就職してプレゼンテーションで大切なのは、人を笑わせることであると。大学が一流ということではなく、人格、品格が大切であり、そういう教育が大切であるとおっしゃっていました。

そして、教育は哲学を持つことが大切であり、教育に情熱を持てること、子どもが好きであることも大切であるということで、締めくくられておりました。

以上です。

○教育長【鍛代英雄】 ありがとうございます。

ただいまの報告につきまして、何かご質問等がありましたらお願いします。

よろしいでしょうか。では進ませさせていただきます。

----- ○ -----

日程第4 議案第14号 伊勢原市立学校施設の利用に関する規則及び伊勢原市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について

○教育長【鍛代英雄】 日程第4、議案第14号「伊勢原市立学校施設の利用に関する規則及び伊勢原市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について」、事務局から提案説明をお願いします。

○教育部長【谷亀博久】 議案書の1ページになります。公共施設の有料化に向け、新たに制定いたしました伊勢原市立学校施設の開放に関する条例の施行に伴い、伊勢原市立学校施設の利用に関する規則、及び伊勢原市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する必要があるため、伊勢原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第1項第2号の規定により提案するものでございます。

まず、伊勢原市立学校施設の利用に関する規則です。3ページの新旧対照表を

ごらんください。

新たに制定した伊勢原市立学校施設の開放に関する条例にも、学校施設の利用に関する内容も規定したことから、現行の「法令」だけでなく、「条例」という文言を加え、条例に別段の定めがあるもの以外は、この規則によるものとするものでございます。

次に、伊勢原市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則です。4ページをお開きください。

本規則は、新たに制定された伊勢原市立学校施設の開放に関する条例及び、規則に定める学校施設、具体的には屋内運動場、屋外運動場、屋外運動場夜間照明設備、石田小学校の各部屋、これ以外の施設について規定する規則であることから、改正をするものでございます。

説明は以上です。

○教育長【鍛代英雄】 提案説明が終わりました。ご質問やご意見等がありましたらお願いいたします。

菅原委員、どうぞ。

○委員【菅原順子】 この規則には直接関係ないかもしれませんが、4ページの第31条に、石田小学校家庭科室、音楽室及びランチルームとありますが、数年前から視聴覚室が対象から外れています。この理由についてご説明いただけますか。

○教育長【鍛代英雄】 社会教育課長。

○社会教育課長【小谷裕二】 私は視聴覚室がここから外れたという理由は承知しておりませんので、改めて調べてお答えするようにいたします。

○委員【菅原順子】 お願いします。

○教育長【鍛代英雄】 これは既に制定済みの規則に係る話なのですが、後日説明をさせていただくということで、よろしく申し上げます。

ほかには何かございますでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは採決に入らせていただきます。

議案第14号「伊勢原市立学校施設の利用に関する規則及び伊勢原市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について」、賛成の方は挙手をお願いいたします。

○委員全員 挙手。

○教育長【鍛代英雄】 挙手全員。よって本案は原案のとおり可決決定いたしました。

----- ○ -----

日程第5 議案第15号 伊勢原市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部を改正する規程について

○教育長【鍛代英雄】 日程第5、議案第15号「伊勢原市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部を改正する規程について」、事務局から提案説明をお願いします。

○教育部長【谷亀博久】 それでは議案書の5ページになります。公共施設の有料化に向け、新たに制定いたしました伊勢原市立学校施設の開放に関する条例の施行に伴い、伊勢原市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部を改正する必要があるため、伊勢原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第1項第2号の規定により提案するものでございます。

内容につきましては、7ページの新旧対照表によりご説明いたします。

平成30年度から、福祉・医療分野との連携をより一層図り、健康づくり体制を強化するという目的で、スポーツ行政を保健福祉部局に移管しております。

これに関連し、市民のスポーツ支援推進を効果的・効率的に展開するため、教育委員会の業務であります学校体育施設の開放に関することと、学校屋外運動場照明設備使用料条例に基づく使用許可、及び使用料の徴収並びに減免に関することにつきましては、権限は教育委員会のままで、市長部局の保健福祉部スポーツ課が事務を執行してまいりました。

このたびの公共施設の有料化に伴い、屋外運動場照明設備以外の学校施設も有料化されることから、関連する使用料関係の事務を加え、それらを全体で「学校体育施設の開放に関する事務」と包括した表現で、新たに位置づけるものでございます。

この改正に先立ちまして、地方自治法第180条の7の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務の一部を保健福祉部スポーツ課に補助執行させることについて、市長に協議を行い、8ページのとおり、市長から異存ない旨の回答を得ております。

説明は以上です。

○教育長【鍛代英雄】 提案説明が終わりました。ご質問やご意見等がありましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。よろしければ、これから採決に入らせていただきます。

議案第15号「伊勢原市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規定の一部を改正する規定について」、賛成の方は挙手をお願いいたします。

○委員全員 挙手。

○教育長【鍛代英雄】 挙手全員。よって本案は原案のとおり可決決定いたしました。

ここで、傍聴されている方に申し上げます。冒頭決定いたしましたとおり、日程第6から日程第8は非公開となりましたので、恐れ入りますがご退室をお願いいたします。

(傍聴者退室)

----- ○ -----

【非公開】

日程第6 議案第16号 伊勢原市文化財保護審議会委員の委嘱について

□原案のとおり可決決定

----- ○ -----

【非公開】

日程第7 議案第17号 伊勢原市立図書館協議会委員の委嘱について

□原案のとおり可決決定

----- ○ -----

日程第8 議案第18号 伊勢原市立子ども科学館運営協議会委員の委嘱について

□原案のとおり可決決定

----- ○ -----

その他事項

○教育長【鍛代英雄】 次に、その他でございます。委員の皆様から何かありますでしょうか。

では、事務局から何かありますか。

ないようですので、最後に来月の定例会の日程をお願いします。

○教育総務課長【古清水千多歌】 次回は、7月26日、金曜日、9時30分から、場所につきましては、例年どおりの市役所3階の全員協議会室か文化会館の会場で、今、調整をしているところです。

以上です。

○教育長【鍛代英雄】 それでは、本日の教育委員会議はこれをもって閉会といたします。ありがとうございました。

午前10時16分 閉会

----- ○ -----

<配布資料>

- 資料1：地方自治法第180条の2の規定に基づく協議について
- 資料2：市議会6月定例会 教育委員会一般質問答弁の概要
- 資料3：令和元年度関東甲信越静市町村教育委員会連合会総会・研修会日程
- 議案

令和元年6月伊勢原市教育委員会定例会会議 日程表

日時：令和元年6月27日（木）

午前9時30分から

場所：市役所3階 第3委員会室

開 会

議 事

日程第1 前回議事録の承認

日程第2 教育長報告

日程第3 教育委員報告

日程第4 議案第14号 伊勢原市立学校施設の利用に関する規則及び伊勢原市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について

日程第5 議案第15号 伊勢原市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部を改正する規程について

【非公開予定：議案第16号～議案第18号】

日程第6 議案第16号 伊勢原市文化財保護審議会委員の委嘱について

日程第7 議案第17号 伊勢原市立図書館協議会委員の委嘱について

日程第8 議案第18号 伊勢原市立子ども科学館運営協議会委員の委嘱について

その他

閉 会



資料

1

伊教総第191号

令和元年6月7日

伊勢原市長 高山 松太郎 殿

伊勢原市教育委員会

教育長 鍛代 英雄



地方自治法第180条の2の規定に基づく協議について（回答）

令和元年5月28日付け伊経企第12号で協議がありました、市長の権限に属する事務の一部を教育委員会に委任する規則の改正について、改正内容に異存ありません。

事務担当は、教育総務課

伊経企第 12 号

令和元年 5 月 28 日

伊勢原市教育委員会教育長 殿

伊勢原市長 高山 松太郎



地方自治法第 180 条の 2 の規定に基づく協議について (通知)

伊勢原市立学校施設の開放に関する条例が令和元年 7 月 1 日に施行されることに伴い、市長の権限に属する事務の一部を教育委員会に委任する規則を次のように改正するため、地方自治法第 180 条の 2 の規定に基づき協議します。

1 改正内容 別紙のとおり

(事務担当は、企画部経営企画課)



市長の権限に属する事務の一部を教育委員会に委任する規則の一部改正について

### 1 改正理由

公共施設の有料化に向け、伊勢原市立学校施設の開放に関する条例が令和元年7月1日施行されることに伴い、市長の権限に属する事務の一部を教育委員会に委任する規則について、改正が必要となるため。

### 2 改正内容

伊勢原市立学校施設の開放に関する条例に基づく使用料の徴収及び減免に関する事務を委任することを規定する。

なお、同条例附則第3項に基づき、伊勢原市立学校屋外運動場照明設備使用料条例（昭和60年伊勢原市条例第22号）は、廃止となることから、別紙改正案のとおり改正することとしたい。

### 3 施行期日 令和元年7月1日

市長の権限に属する事務の一部を教育委員会に委任する規則の一部  
を改正する規則

市長の権限に属する事務の一部を教育委員会に委任する規則（昭和47年伊勢  
原市規則第26号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「伊勢原市立学校屋外運動場照明設備使用料条例（昭和60年  
伊勢原市条例第22号）及び」を削り、同条第2号中「第10号）」の次に「及  
び伊勢原市立学校施設の開放に関する条例（平成30年伊勢原市条例第26号）」  
を加える。

附 則

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

市長の権限に属する事務の一部を教育委員会に委任する規則新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>第1条 (略)</p> <p>(委任する事務)</p> <p>第2条 市長は、次の各号に掲げる事務を教育委員会に委任する。</p> <p>(1) <u>伊勢原市立学校屋外運動場照明設備使用料条例(昭和60年伊勢原市条例第22号)</u>及び<u>伊勢原市立子ども科学館条例(昭和63年伊勢原市条例第12号)</u>に基づく使用許可並びに使用料の徴収及び減免に関すること。</p> <p>(2) <u>伊勢原市公民館条例(昭和54年伊勢原市条例第10号)</u>に基づく使用料の徴収及び減免に関すること。</p> <p>(3) (略)</p> <p>第3条 (略)</p>	<p>第1条 (略)</p> <p>(委任する事務)</p> <p>第2条 市長は、次の各号に掲げる事務を教育委員会に委任する。</p> <p>(1) <u>伊勢原市立子ども科学館条例(昭和63年伊勢原市条例第12号)</u>に基づく使用許可並びに使用料の徴収及び減免に関すること。</p> <p>(2) <u>伊勢原市公民館条例(昭和54年伊勢原市条例第10号)</u>及び<u>伊勢原市立学校施設の開放に関する条例(平成30年伊勢原市条例第26号)</u>に基づく使用料の徴収及び減免に関すること。</p> <p>(3) (略)</p> <p>第3条 (略)</p>

## 市議会 6月定例会 教育委員会関連一般質問答弁の概要

## 【一般質問】

No.	質問者	答弁の概要
1	今野 康敏 (1日目4番)	<p><b>発言の主題：1 児童・生徒の通学路の安全対策について</b> (学校教育課)</p> <p><b>(1) 本市における通学路の安全点検の現状と課題について</b>        全ての小中学校では、毎年5月から7月にかけて、教職員、P T A、自治会並びに、市の交通安全部門、土木部門及び教育委員会の職員と必要に応じ警察が加わり、通学路を歩き、通学者の視点で通学路の安全点検を実施しています。        学校は、点検により把握した改善が必要な箇所をリスト化し、7月末までに通学路点検改善要望箇所として、教育委員会へ報告します。報告を受けた教育委員会は、交通安全部門や土木部門等に対応を依頼します。依頼を受けた各部門では、早期に対応できるものは対応し、難しいものについては 対応方針を決め、計画的に検討していきます。        教育委員会では、各課の回答内容を取りまとめ、各学校に回答し、回答を受けた学校は、地域やP T Aと回答内容を共有します。        通学路の安全点検における課題としては、道路の路面表示の設置や看板の設置など軽微な改善は早期対応が可能だが、道路の拡幅や歩道の新設等、大きな整備が必要な改善は、長期にわたり実施できない等が挙げられます。</p> <p><b>(2) 本市における通学路の安全対策の実施状況と今後の取組について</b>        小中学校別の平成28年度から平成30年度までの3年間に        おける、通学路改善要望件数とその要望に対して対応がされた件数は、小学校10校の合計で、平成28年度が146件に対し104件、平成29年度が113件に対し90件、平成30年度が160件に対し118件となっています。        中学校4校の合計としては、平成28年度が25件に対し15件、平成29年度が22件に対し14件、平成30年度が22件に対し15件となっています。        今後も、通学路点検を毎年実施し、改善要望箇所について、各所管部署と連携・協力して、早急に対応すべき箇所は早急に対応し、また、時間を要する場合は代替措置で安全性を高めるとともに、整備に向けて計画的な対応を図っていきたい。</p>

2	山田 昌紀 (2 日目 3 番)	<p><b>発言の主題：1 通学路の安全対策及び整備について</b></p> <p>(1) <u>安全対策の現状について</u> (学校教育課) 今野議員(1)と同じ</p> <p>(2) <u>交通安全教室について</u> (教育指導課) 小中学校では、警察、交通安全協会、市民協働課交通防犯対策担当、PTA等の協力を得て、交通安全教室を実施しています。 小学校では、主に新1年生を対象に、信号のある道路の渡り方、信号のない道路の渡り方等を実際に体験したり、交通安全に関するビデオの視聴、また、定期的に神奈川県警より配布される資料や教材等を活用し、交通安全指導に努めています。 中学校では、全校生徒に対し、自転車の乗り方等についての指導を行っております。 また、登下校や集団下校訓練等の際に、通学路に教職員が立って安全指導を行ったり、地区ごとに集会を開催し、危険箇所等について指導を行うこともあります。 成果としては、正しい知識を身に付けることにより、安全に対する意識の向上、判断力の向上が図られています。 課題としては、その場の状況により様々な判断が求められることや、指導したことを継続して意識させることの難しさがありますが、繰り返し指導していくことが必要であると考えます。</p>
3	土山 由美子 (2 日目 5 番)	<p><b>発言の主題：2 不登校の対策について</b></p> <p>(1) <u>実態について</u> (教育指導課) 文部科学省問題行動等調査によると、「不登校とは、年間30日以上欠席した児童生徒のうち、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、登校しない、したくない、あるいはできない状況にあること(ただし、病気や経済的な理由による者を除く)」とされています。 平成25年度から平成29年度における本市の5年間の不登校者数は、小学校は20人から29人の間、中学校では、52人から72人の間を推移しています。 また、本市における不登校児童生徒数と全児童生徒数との割合は、1%から1.4%の間を推移している状況ですが、国、県と比較すると、本市は下回っている状況が続いています。</p> <p>(2) <u>対応と支援について</u> (教育指導課) 各学校では教職員一人ひとりが「不登校は取り巻く環境によっては、どの児童・生徒にも起こりうる」、「多様な要因・背景により、結果として不登校状態になっている」という認識のもと、積極的に不登校の課題に取り組んでいます。 基本的には、「未然防止」が大切と考え、「分かる授業の工夫」や、学級、学校での「居場所づくり」、「絆づくり」を図る等、児童・生徒にとって「魅力ある学校づくり」に取り組んでいます。</p>

		<p>不登校児童・生徒への支援については、学校への登校に向けた支援のみならず、児童・生徒が将来的に精神的にも経済的にも自立し豊かな人生を送ることができるよう、その社会的自立を目指した支援となるよう、関係機関と連携を図りながら努めていきます。</p> <p>(3) <u>適応指導教室について</u> (教育センター)  適応指導教室は、何らかの事情により学校に通うことができない児童生徒が学ぶ場を保障する役割を担っており、小集団での学習活動や体験活動を行い、学習指導や生活指導を通じて、自立心の育成、集団生活への適応、学習意欲の喚起等の援助を行っています。  なお、今年度、適応指導教室で学ぶ児童生徒は、小学生2人、中学生4人の合計6人となっています。</p>
4	宮脇 俊彦 (3日目2番)	<p><b>発言の主題：2 小学生の通学安全確保について</b> (学校教育課)</p> <p>(1) <u>通学路点検を毎年行っているが、課題をどう捉えているか</u>  通学路の安全点検における課題としては、道路の拡幅や歩道の新規設置等、大きな整備が必要な改善は、長期に渡り実施できないこと等が挙げられます。  また、信号機や横断歩道の新規設置や修繕については、伊勢原警察署や公安委員会の所管であり、設置や修繕の必要性を判断することから、改善実現までの見通しが難しい状況にあります。  しかし、信号機や横断歩道の整備が難しい状況でも、学校を通じてPTAや地域の方々に登下校の見守り活動を行っていただいたり、児童生徒に対する交通安全教室を行うこと等が、児童生徒の通学路の安全を図っていく上で、非常に大切なことであると認識しています。  通学の交通安全の確保のためには、教育委員会と市の関係部署や警察、道路管理者等の関係機関の連携による継続的な取組の実施や児童生徒に対する指導等の取組が必要なため、教育委員会としては、引き続き学校による通学路点検等を通して危険箇所等を把握し、所管部署に対応を求めています。</p>
5	川添 康大 (3日目3番)	<p><b>発言の主題：1 中学校給食の実施について</b> (学校教育課)</p> <p>(1) <u>中学校給食の試行、全校実施までのスケジュールについて</u>  はじめに、中沢中学校の令和2年1月試行のスケジュールとしては、今年4月に教育委員会の広報紙「きょういく伊勢原」を児童・生徒の保護者に配布し、来年1月から中沢中学校での中学校給食の試行を周知しました。  5月には、中沢中学校において、保護者に対し給食の試行についての説明を行いました。  なお、7月には調理業務及び予約管理システム業務について、公募型プロポーザル方式で事業者を決定し、夏季休業期間を利用</p>

して中沢中学校の配膳室改修工事を実施します。

10月末から11月にかけては中沢中学校で、保護者説明会並びに保護者及び在校生等の試食会を予定しています。

また、スマートフォンやパソコンから中学校給食の予約注文ができる予約管理システムの利用に向け、事業者の決定後に利用申請をしていただき、給食実施の1ヶ月前の12月から予約注文ができるようシステムの構築を進めます。

次に、他の3校のスケジュールとしては、令和3年4月から実施したいと考えており、今年度は配膳室改修のための詳細設計を行い、令和2年度の夏季休業期間に各校の配膳室の改修工事を行います。あわせて、保護者への説明会並びに保護者及び在校生等の試食会を行う等、準備を進めます。

### (2) 給食試行実施後のアンケート調査の内容について

本市では神奈川県初、デリバリー方式のおかずを学校の配膳室で再加熱する方式を導入しますが、食感や色味を損なわず適温で提供できているのか、献立や味は中学生に受け入れられているのか等をアンケートにより調査したいと考えています。

また、これまでの弁当昼食とは異なり、配膳と食後の片付け時間を要すことから、更なる日課調整の必要性等も検討します。

### (3) 試行による検証内容について

教育委員会としては、試行実施は先行実施と捉えており、基本的な方式や提供方法の変更を行うことは考えていません。

試行実施後に行うアンケート調査の結果分析に加え、配膳室や配膳用備品等の使い勝手、給食導入後の教職員の業務負担や配膳、片付けの方法等の運用面についても調査し、改善が必要なものがあれば、他の3校の給食開始までに改善できるよう取り組みます。

## 令和元年度関東甲信越静市町村教育委員会連合会総会・研修会日程

【5月31日（金）】

- 受 付 11:30～12:40  
○ 特別公演 12:45～13:05  
山梨県立北杜高等学校ギター一部

## I 開会式 13:15～13:40

- 1 開会のことば  
埼玉県市町村教育委員会連合会会長
- 2 国歌斉唱
- 3 会長あいさつ  
関東甲信越静市町村教育委員会連合会会長（静岡県市町教育委員会連絡協議会会長）
- 4 歓迎のことば  
山梨県市町村教育委員会連合会会長
- 5 来賓祝辞  
全国市町村教育委員会連合会会長 様  
山梨県教育委員会教育長 様  
北 杜 市 長 様

## II 総会 13:45～14:15

- 1 議長団選出
- 2 議 事
  - (1) 議案第1号 平成30年度事業報告について
  - (2) 議案第2号 平成30年度会計決算について
  - (3) 議案第3号 令和元年度事業計画（案）について
  - (4) 議案第4号 令和元年度会計予算（案）について
  - (5) 議案第5号 会長、副会長及び監事の選出について
  - (6) 議案第6号 理事の選任について
- 3 新役員の紹介・あいさつ



### Ⅲ 研修会

1 講 話 14:30~15:00

演 題 『教育の情報化の推進について』

講 師 文部科学省 初等中等教育局 情報教育・外国語教育課  
課長補佐 佐藤有正氏

2 記念講演 15:00~16:00

演 題 『人生100年時代を見据えた教育の在り方』

講 師 北杜市金田一春彦記念図書館 名誉館長  
長野県立大学 初代学長 金田一真澄氏

### Ⅳ 閉会式

16:05~16:15

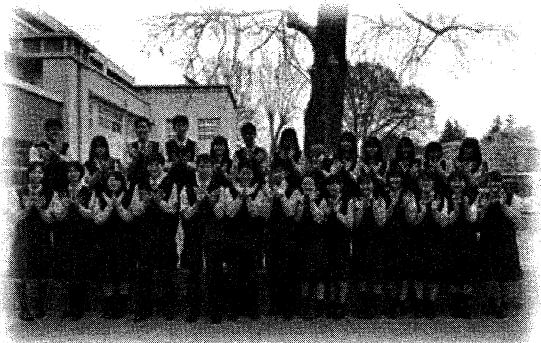
- 1 次年度開催地報告
- 2 次年度開催地都県連あいさつ  
群馬県市町村教育委員会連絡協議会
- 3 閉会のことば  
長野県市町村教育委員会連絡協議会会長

#### ◆特別公演

山梨県立北杜高等学校ギター部は、旧山梨県立峡北高等学校時代の昭和48年に創部しました。「感動を 感謝を」を部訓に、毎日の活動に取り組んでいます。「演奏活動」と「大会出場」を大きな目標としていますが、ひとつのことに向かって仲間とともに努力する、考える、創り上げることの大切さを実感できる部として活動中です。

「演奏活動」では、例年7月に定期演奏会、12月にクリスマスコンサート、4月にスプリングコンサートとギター部主催の演奏会を実施しています。それ以外にも、学園祭や学校開放行事での演奏、地域での文化祭・社会福祉施設・美術館などで年間30回演奏会を開催しております。

「大会出場」では、JGA主催「全国学校ギター合奏コンクール」において、2013年と2014年に連続で最優秀賞（全国1位）を受賞しました。



伊勢原市立学校施設の利用に関する規則及び伊勢原市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について

伊勢原市立学校施設の利用に関する規則及び伊勢原市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について、伊勢原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和53年伊勢原市教育委員会規則第9号）第2条第1項第2号の規定により提案する。

令和元年6月27日提出

伊勢原市教育委員会  
教育長 鍛代英雄

#### 提案理由

伊勢原市立学校施設の開放に関する条例の施行に伴い、伊勢原市立学校施設の利用に関する規則及び伊勢原市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部改正を行う必要が生じたため。

伊勢原市立学校施設の利用に関する規則及び伊勢原市立小学校及び  
中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

(伊勢原市立学校施設の利用に関する規則の一部改正)

第1条 伊勢原市立学校施設の利用に関する規則(昭和29年伊勢原市教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

第1条中「法令」の次に「又は条例」を加える。

(伊勢原市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部改正)

第2条 伊勢原市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則(昭和53年伊勢原市教育委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

第31条第1項中「学校の施設又は設備を」を「伊勢原市立学校施設の開放に関する条例(平成30年伊勢原市条例第26号)第2条に規定する開放施設(屋内運動場、屋外運動場及び屋外運動場夜間照明設備並びに石田小学校家庭科室、音楽室及びランチルーム)を除く学校の施設又は設備を」に改める。

附 則

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

伊勢原市立学校施設の利用に関する規則新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 伊勢原市教育委員会(以下「委員会」と云う。)の所管に係る伊勢原市立学校施設の社会教育その他公共のための利用に関しては、<u>法令</u>に別段の定めあるものを除くほか、この規則の定めるところによる。</p> <p>第2条～第8条 (略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 伊勢原市教育委員会(以下「委員会」と云う。)の所管に係る伊勢原市立学校施設の社会教育その他公共のための利用に関しては、<u>法令又は条例</u>に別段の定めあるものを除くほか、この規則の定めるところによる。</p> <p>第2条～第8条 (略)</p>

伊勢原市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>目次 (略)</p> <p>第1章～第5章 (略)</p> <p>第6章 施設、設備等の管理</p> <p>第30条 (略)</p> <p>(施設等の利用)</p> <p>第31条 校長は、<u>学校の施設又は設備を社会教育その他公共のために利用させることができる。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>第32条～第35条 (略)</p> <p>第7章 (略)</p>	<p>目次 (略)</p> <p>第1章～第5章 (略)</p> <p>第6章 施設、設備等の管理</p> <p>第30条 (略)</p> <p>(施設等の利用)</p> <p>第31条 校長は、<u>伊勢原市立学校施設の開放に関する条例(平成30年伊勢原市条例第26号)第2条に規定する開放施設(屋内運動場、屋外運動場及び屋外運動場夜間照明設備並びに石田小学校家庭科室、音楽室及びランチルーム)を除く学校の施設又は設備を社会教育その他公共のために利用させることができる。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>第32条～第35条 (略)</p> <p>第7章 (略)</p>

伊勢原市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する  
規程の一部を改正する規程について

伊勢原市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部を改正する規程について、伊勢原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和53年伊勢原市教育委員会規則第9号）第2条第1項第2号の規定により提案する。

令和元年6月27日提出

伊勢原市教育委員会  
教育長 鍛代英雄

提案理由

伊勢原市立学校施設の開放に関する条例の施行に伴い、伊勢原市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部改正を行う必要が生じたため。

伊勢原市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程

の一部を改正する規程

伊勢原市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程（昭和29年伊勢原市教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中「次に掲げる」を「学校体育施設の開放に関する」に改め、同条各号を削る。

附 則

この訓令は、令和元年7月1日から施行する。

伊勢原市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程  
新旧対照表

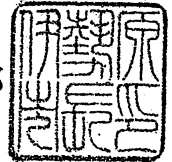
現 行	改 正 案
<p>第1条 (略) (補助執行事務)</p> <p>第2条 教育委員会は、その権限に属する事務のうち、<u>次に掲げる事務</u>を市長の補助機関である職員に補助執行させるものとする。</p> <p>(1) <u>学校体育施設の開放に関する</u>こと。</p> <p>(2) <u>伊勢原市立学校屋外運動場照明設備使用料条例(昭和60年伊勢原市条例第22号)に基づく使用許可及び使用料の徴収並びに減免に関する</u>こと。</p> <p>第3条 (略)</p>	<p>第1条 (略) (補助執行事務)</p> <p>第2条 教育委員会は、その権限に属する事務のうち、<u>学校体育施設の開放に関する</u>事務を市長の補助機関である職員に補助執行させるものとする。</p> <p>第3条 (略)</p>



伊経企第 22 号  
令和元年 6 月 13 日

伊勢原市教育委員会教育長 殿

伊勢原市長 高山 松太郎



地方自治法第 180 条の 7 の規定に基づく協議について (回答)

令和元年 6 月 7 日付け伊教総第 182 号で協議がありました、教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程の改正について、改正内容に異存ありません。

(事務担当は、企画部経営企画課)